

令和3年度 県と公社等との随意契約の締結状況

公社等の名称：公益財団法人宮崎県立芸術劇場

| No. | 契約の名称 | 契約の概要 | 契約金額 (税込) (単位：円) | 随意契約とした理由等 | | 契約所管部局 ・課(室)名 |
|-----|----------------------------------|---|------------------------|-------------------------------|---|--------------------------|
| | | | | 随意契約の根拠 (地方自治法施行令 適用条項) | 随意契約とした理由 | |
| 1 | 県立芸術劇場舞台照明改修工事(入札・契約等)業務委託 | 県立芸術劇場のコンサートホールの照明改修 | 40,022,532 | 第167条の2 第1項第2号 | ホールの附帯設備である舞台照明の改修に関しては、その構造や取扱等に関する専門的な知見が必要であり、かつ、ホールの利用停止期間の綿密な調整等が必要となることから、指定管理者において改修と利用調整とを一体的に行うことができるのは指定管理者以外にない。 | 総合政策部 みやざき文化振興課 |
| 2 | 県立芸術劇場の非常用電源及び非常照明用蓄電池の取替に係る委託業務 | 県立芸術劇場の非常用電源及び非常照明用蓄電池の取替 | 5,210,810 | 第167条の2 第1項第5号 | 本業務は、県立芸術劇場内の非常用電源及び非常照明用蓄電池の修繕に係るものであり、このまま放置すると停電時に非常照明の点灯不良や非常用発電機が作動しない等、停電時間が長時間に及ぶ可能性があるため、早急な取替えが必要である。日常的な保守点検により本装置及び関係する機材等に熟知しており、迅速かつ適切な対応ができるのは指定管理者以外にない。 | 総合政策部 みやざき文化振興課 |
| 3 | 第26回宮崎国際音楽祭公演実施業務委託 | 「国文祭・芸文祭みやざき2020」の「フォーカスプログラム」である第26回宮崎国際音楽祭の公演実施業務 | 8,000,000 | 第167条の2 第1項第6号 | 第26回宮崎国際音楽祭の実施運営業務については、県立芸術劇場の指定管理業務の一環として、(公財)宮崎県立芸術劇場が実施することとなっている。今回、国文祭・芸文祭期間中の開催にあたり、音楽祭の内容・規模をより充実させるため、音楽祭のうち演奏会〔5〕の実施運営に係る業務について、大会実行委員会から委託するものである。業務の実施にあたっては、出演者調整や広報、チケット販売に至るまで、当然他の音楽祭プログラムと一体で業務を行う必要があることから、当該業務を円滑に遂行できる者は、宮崎国際音楽祭全体の実施運営を行う当該事業者の他にない。 | 総合政策部 国民文化祭・障害者芸術文化祭課 |